



土壤汚染対策法の一部改正に伴い、平成31年4月から

有害物質使用特定施設に係る土地の形質の変更時の届出・土壤汚染状況調査の契機が拡大されました

- ◆ 土壤汚染対策法（以下「法」という。）では、有害物質使用特定施設において、特定有害物質の使用が廃止されたときに、土壤汚染状況調査（以下「土壤調査」という。）を義務付けています。（法第3条第1項本文）
- ◆ ただし、土地の利用方法からみて、健康被害が生じるおそれがない旨の知事（市長）の確認を受けた場合には、土壤調査が一時的に免除されています。（法第3条第1項ただし書）

平成31年4月から

- ◇ 有害物質使用特定施設の**使用廃止**に係る**土壤調査が一時的に免除されている土地**において、**900㎡以上の形質の変更時の届出制度が創設**されました。
 - ⇒ **届出範囲（掘削部分）で土壤調査が必要**（法第3条第7項、第8項の届出、調査・報告命令の創設）
- ◇ 有害物質使用特定施設を**設置**している**工場・事業場***においては、**900㎡以上の土地の形質の変更時に届出が必要**です。（*土壤調査の一時的免除に係る確認を受けていない土地を含む。）
 - ⇒ **汚染のおそれがある場合は土壤調査が必要**（法第4条第1項の届出規模要件の一部強化）

届出・調査の契機拡大対象の土地	平成31年3月まで	平成31年4月から
①有害物質使用特定施設の 使用廃止 に係る土壤調査の義務がある土地	3,000㎡以上の土地の形質の変更 【法第4条第1項の届出】	900㎡以上の 土地の形質の変更 【法第3条第7項の届出】 【法第4条第1項の届出】
②有害物質使用特定施設を 設置 している 工場・事業場の土地		

*盛土のみの場合など法の届出対象とならない土地において、開発許可又は宅地造成等許可が必要に係る1,000㎡以上の土地改変を行う場合は、県条例第40条の土地履歴調査結果報告等の手続きが必要です。

§ 語句

1 有害物質使用特定施設とは？

①水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設であって、②特定有害物質（下記）をその施設で製造し、使用し、又は処理するものです。

【特定有害物質】

○第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）

クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン

○第二種特定有害物質（重金属等）

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

○第三種特定有害物質（農薬等）

シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル、有機りん化合物

2 有害物質使用特定施設の使用廃止時とは？

有害物質使用特定施設の使用廃止又は特定有害物質の使用を廃止（取止め）したときです。

3 土壤汚染状況調査の一時的免除（ただし書確認）とは？

有害物質使用特定施設の使用廃止時の土壤汚染状況調査は、土地の利用方法からみて、健康被害が生じるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けた場合には、調査が一時的に免除されま

広島県内における土地の形質変更（改変）時における土壤環境法令の手続きについて

平成31年4月
改正土壤汚染対策法施行に伴う

一定規模以上の土地の形質の変更（改変）をしようとする場合は、
土壤汚染対策法又は広島県生活環境の保全等に関する条例が適用されます。

1 手続き（土壤汚染対策法の指定区域を除く）

区分	届出等の要件	届出者等	土壤調査等
法第3条 ①有害物質使用特定施設の 使用廃止に係る土壤汚染状況調査 が一時的に免除されている土地 (ただし書確認を受けている土地)	新制度 (対象の拡大) 900㎡以上の土地の形質の変更 【法第3条第7項の形質変更届出】 (平成31年4月1日以後の 土地の形質変更から適用)	土地の 所有者等 (あらかじめ)	届出範囲で土壤 汚染状況調査を 命じられます。 (必須)
法第4条 ②有害物質使用特定施設を設置して いる工場・事業場の土地 ③有害物質使用特定施設の 使用廃止に係る土壤汚染状況調査義 務のある土地 (①を除く)	変更 (規模要件の強化) 900㎡以上の土地の形質の変更 【法第4条第1項の形質変更届出】 (令和元年5月1日以後の 土地の形質変更から適用)	土地の 形質の変更 を行おうと する者 (30日前までに)	届出範囲で汚染 のおそれがあれ ば土壤汚染状況 調査を命じられ ます。
④上記①～③以外の土地	3,000㎡以上の土地の形質の変更 【法第4条第1項の形質変更届出】		・届出様式が変更されました。 ・添付図面には平面図に加えて、 立面図及び断面図の添付が 必要です。
条例 法の届出対象とならない 土地の改変	都市計画法第29条（開発行為）の 許可又は宅地造成等規制法第8条 の許可に係る1,000㎡以上の土地の 改変 【条例第40条の土地履歴調査結果報告】	土地の 改変予定者 (あらかじめ)	地歴調査結果次 第で、土壤汚染 確認調査を実施 する必要があります。

法：土壤汚染対策法 条例：広島県生活環境の保全等に関する条例（土壤環境の保全）

※土壤汚染対策法の指定を受けている土地（要措置区域又は形質変更時要届出区域）では、別途、法に基づく措置等が必要。

※①の土地において、土地利用方法が変更（土地を切売りするとき、一般の人が立入可能になるときなど）される場合は、土壤汚染状況調査の一時的免除に係る確認が取消され、調査義務が発生します。

※個別の手続きについては、問合せ先に確認してください。

2 問合せ先

■県の機関

管轄区域	機関名	住所	電話番号
大竹市, 廿日市市	広島県西部厚生環境事務所 環境管理課	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68	0829-32-1181
安芸高田市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町	広島県西部厚生環境事務所 広島支所 衛生環境課	〒730-0011 広島市中区基町10-52 県庁内（農林庁舎）	082-228-2111
江田島市	広島県西部厚生環境事務所 呉支所 衛生環境課	〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25	0823-22-5400
竹原市, 東広島市, 大崎上島町	広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911
三原市, 尾道市, 世羅町	広島県東部厚生環境事務所 環境管理課	〒722-0002 尾道市古浜町26-12	0848-25-2011
府中市, 神石高原町	広島県東部厚生環境事務所 福山支所 衛生環境課	〒720-8511 福山市三吉町1-1-1	084-921-1311
三次市, 庄原市	広島県北部厚生環境事務所 環境管理課	〒728-0013 三次市十日市東4-6-1	0824-63-5181
—	環境県民局環境保全課 大気環境・化学物質対策グループ	〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁東館	082-513-2920

■土壤汚染対策法の政令市、条例の事務移譲市

管轄区域	機関名	住所	電話番号
広島市	広島市環境局環境保全課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町1-6-34	082-504-2188
呉市	呉市環境部環境管理課	〒737-0023 呉市青山町5-3	0823-25-3551
福山市	福山市経済環境局環境保全課	〒720-8501 福山市東桜町3-5	084-928-1072